

別添 6

電波法施行規則新旧対照表

○電波法施行規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</u>又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局（<u>移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</u>であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの</p> <p>(10)～(18) (略)</p>	<p>別表第二号 変更検査を要しない場合(第十条の四関係)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの</p> <p>ア・イ (同左)</p> <p>ウ 標準テレビジョン放送若しくは高精細度テレビジョン放送を行う無線局又は超短波放送、超短波音声多重放送若しくは超短波文字多重放送を行う無線局であつて、空中線の利得値から給電線の損失値を減じた値の当該変更の工事による増減が一デシベルを超えないもの</p> <p>(10)～(18) (同左)</p>